

**身延町インバウンド対応誘客看板リニューアル業務委託  
公募型プロポーザル実施要項**

## **1 目的**

本事業は観光案内看板をリニューアルすることで、来訪する観光客を目的地まで適切に誘導するだけでなく、多様化したニーズに対応するため、インバウンドに対応する記載、山岳情報の発信、災害時における観光客の安全確保に配慮した案内看板を整備する。また看板にQRコード等を記載し、インターネット環境内の観光情報サイトに繋げ、収集されるデータの分析・利活用により、観光DXの取組みを促進し観光情報発信戦略の再検討を行う。これにより多くの観光客が基本的な観光情報を得ることが出来るだけではなく、観光地としての利便性向上を図り、本町の観光資源魅力アップに繋げることを本事業の目的とする。

## **2 業務概要**

- (1) 事業名称  
富士の国やまなし観光振興施設整備事業
- (2) 委託業務名  
身延町インバウンド対応誘客看板リニューアル業務
- (3) 業務内容  
別紙「身延町インバウンド対応誘客看板リニューアル業務委託仕様書」（以下「仕様書」とする）による。
- (4) 納入場所  
身延町内
- (5) 業務履行期間  
契約締結日の翌日から令和8年1月30日まで
- (6) 提案上限額  
8,920,000円（消費税及び地方消費税を含む）  
但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることを留意すること。

## **3 参加資格要件**

本プロポーザルに参加することができる者（提案者になろうとする者）は、次の各事項に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 山梨県市町村総合事務組合による競争入札参加資格定期審査（令和7・8年度）を受けて身延町入札参加有資格者名簿に登載されている者で、身延町物品購入等契約に係る指名停止等措置要綱（平成26年身延町訓令第4号）の規定による入札参加資格停止の期間中で

ない者。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 地方税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (6) 山梨県内に本社があり、本業務の実施について、町の要求に応じて来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (7) 本委託事業を適切に履行できる者で、令和2年度以降において、国、地方公共団体からの同種又は類似の業務を受託した実績を有する者であること。
- (8) 山梨県屋外広告物条例に関連する屋外広告業の登録をしている者であること。

#### 4 企画提案に係る日程

| 項目                   | 日程                                   | 備考                |
|----------------------|--------------------------------------|-------------------|
| ①募集開始                | 令和7年6月24日（火）                         | 実施要項等の掲示（町ホームページ） |
| ②質問の受付期間             | 令和7年6月24日（火）<br>～6月30日（月）<br>午前11時まで |                   |
| ③質問書の回答              | 令和7年7月1日（火）                          | 町ホームページ           |
| ④提案意向申請書等の提出期限       | 令和7年7月4日（金）<br>午前11時まで               |                   |
| ⑤資格確認の結果通知           | 令和7年7月7日（月）                          | 提案書の提出要請書         |
| ⑥企画提案書の受付            | 令和7年7月7日（月）<br>～7月22日（火）<br>午前11時まで  |                   |
| ⑦審査（プレゼンテーション・ヒアリング） | 令和7年7月25日（金）                         | 詳細は別途通知           |
| ⑧選定結果通知              | 令和7年7月28日（月）                         |                   |
| ⑨契約締結                | 令和7年7月30日（水）                         | 契約課経由             |

#### 5 参加手続き等

##### (1) 事務局

担当課 身延町役場観光課

所在地 〒409-2592 山梨県南巨摩郡身延町梅平 2483-36

電話番号 0556-62-1116（直通）

メールアドレス kankou@town.minobu.lg.jp

(2) 募集要項等の配布

(ア) 配布期間

令和7年6月24日(火)から令和7年7月4日(金)午前11時まで  
(平日の午前9時から午後5時までとし、最終日は午前11時まで)

(イ) 配布場所

事務局で配布するほか、身延町HPからダウンロードすることができる。

(3) 本実施要項等に関する質問受付及び回答

(ア) 受付期間

令和7年6月24日(火)から令和7年6月30日(月)午前11時まで

(イ) 提出場所

事務局

(ウ) 質問方法

本実施要項等に関する質問については、電子メールのみの受付とする。質問書は別紙の様式を使用し、メール送信後、必ず電話にて受信確認を行うこと。

(エ) 質問に対する回答

質問への回答は、身延町HPに一括して、令和7年7月1日(火)までに掲載する。

(4) 提案意向申請書等の提出

(ア) 提出期間

令和7年6月24日(火)から令和7年7月4日(金)午前11時まで  
(平日の午前9時から午後5時までとし、最終日は午前11時まで)

(イ) 提出場所

事務局

(ウ) 提出方法

直接持参又は郵送(書留郵便に限る。期限必着。)

(エ) 提出書類

①プロポーザル提案意向申請書(様式第1号)※印鑑登録のある印を押印のこと

②会社概要(パンフレット等でも可)

③令和2年度以降において、国、地方公共団体からの同種又は類似の業務を受託した実績一覧表(期間内に該当するすべての業務実績で業務が完了したもの。年度、件名、契約相手方(契約書(写し))の添付を求める場合がある)を必ず明記すること。  
任意様式とするが、A4版で作成すること。

④法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明書及び法人町民税の納税証明書(町内にある事業所のみ)

⑤屋外広告業の登録をしている証明(写し可)

(オ) 提出部数

1部

(5) 企画提案書の提出

資格確認により選定され、企画提案書の提出要請があった参加者は、企画提案書を提出す

ること。

(ア) 提出期間

令和7年7月7日（月）から令和7年7月22日（火）午前11時まで  
（平日の午前9時から午後5時までとし、最終日は午前11時まで）

(イ) 提出場所

事務局

(ウ) 提出方法

直接持参

(エ) 提出書類

- ①プロポーザル提案書（様式第4号）
- ②提案概要説明書（任意様式とするがA4版で作成すること）
- ③提案資料（任意様式とするがA4版で作成すること）
- ④見積書（任意様式とするがA4版で作成すること）
- ⑤見積内訳書（任意様式とするがA4版で作成すること）

(オ) 提出部数

※（エ）の①正本1部

※（エ）の②から⑤は、正本1部、副本7部（副本は写しでも可とする）

(カ) 提出書類作成要領

- （1）提案概要説明書及び提案資料（任意様式とするが、A4版で作成すること）  
本実施要項及び仕様書に基づき記載すること（評価項目順序も参照）。なお、仕様書の要件を満たしていることをわかりやすく示すとともに、提案において創意工夫した点等についても具体的かつわかりやすく示すこと。
- （2）見積書及び見積内訳書（任意様式とするが、A4版で作成すること）  
「身延町 町長あて」とし、「消費税及び地方消費税を含む（税額明記）」のうえで、税込の総額を記載すること。

## **6 著作権等**

- （1）本業務委託の成果物データの著作権は、成果物が完成した時点において町に譲渡されるものとするが、受託者が用意した写真等については、町と受託者の協議の上、全部又は一部、著作権が留保されるものとする。なお利用形態については町及び受託者で別途協議の上、利用可否を決めるものとする。
- （2）受託者は、本委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権、パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

## **7 選定方法**

「身延町インバウンド対応誘客看板リニューアル業務委託プロポーザル評価委員会」において、提案内容を総合的に審査し、1者を受託候補者として選定する。

（1）提案書等に係るプレゼンテーション

- ① プレゼンテーション詳細日程については、提出者数により後日、町より連絡する。

② 内容

- (ア)「５．（５）（エ）提出書類」に基づく提案内容のプレゼンテーション及び質疑応答
- (イ) 提出書類の内容と異なる新たな提案は行わないこと。
- (ウ) パソコン、プロジェクター等を使用する場合は、事前に連絡すること。その場合は、当日パソコンは持参すること。

(２) 出席人数

参加者の出席人数は３名以内とする。なお、本業務の管理者となる予定の者は必ず出席すること。

(３) プレゼンテーション等の時間

プレゼンテーション ２０分以内

質疑応答 １０分程度

なお、資料の追加配布は、先に提出した提案資料の記載内容を逸脱しない範囲に限り可とする。

- (４) プレゼンテーション後、次項の評価項目に基づいて提案内容を審査し、点数が最も高い参加者を受託候補者として選定する。なお、順位付けができない場合は委員長の採点結果により順位付けを行うこととする。

# 評価項目

| 評価項目 |   |        | 詳細                                                          | 得点算出方法        |    | 配点   |
|------|---|--------|-------------------------------------------------------------|---------------|----|------|
| 企業評価 | 1 | 業務実績   | 本業務を実施するための、ノウハウを有しているか。                                    | 業務実績数により3段階評価 |    | 5点   |
|      | 2 | 業務体制等  | 各工程が実現可能なスケジュールとなっているか。業務を円滑に遂行可能で、町と迅速かつ綿密な連携がとれる体制・人員配置か。 | 【5段階評価】       | ×2 | 10点  |
| 提案内容 | 3 | 案内看板   | 看板内容全体の企画・デザイン（景観配慮）等、仕様書に示した内容以外の独自の提案や創意工夫のある提案がなされているか。  | 5：非常に優れている    | ×4 | 20点  |
|      | 4 | 観光DX   | DX活用内容について、独自の創意工夫のある提案がなされているか。                            | 4：優れている       | ×3 | 15点  |
|      | 5 | 山岳観光情報 | 登山者のニーズに沿った内容であって、独自の創意工夫のある提案がなされているか。                     | 3：普通          | ×3 | 15点  |
|      | 6 | 災害時情報  | 観光客が本町の各防災関連情報を入手することについて、独自の創意工夫のある提案がなされているか。             | 2：やや劣る        | ×3 | 15点  |
|      | 7 | インバウンド | 外国人旅行者が本町の各情報を入手することについて、独自の創意工夫のある提案がなされているか。              | 1：劣る          | ×3 | 15点  |
|      | 8 | 目的の実現性 | 本町の地域特性を理解し、本業務の目的や条件を理解しているか。                              |               | ×3 | 15点  |
| 見積額  | 9 | 見積額    | 事業部分について提案内容を勘案して妥当であるか。                                    | 【6段階評価】       | ×2 | 10点  |
| 合計   |   |        |                                                             |               |    | 120点 |

## (5) 失格事項

次に掲げる事項に該当するものは、失格とする。

- (ア) 提出した書類に虚偽があった場合
- (イ) 募集要項に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (ウ) 本委託業務参考見積価格の金額が委託上限額を超える場合
- (エ) 評価の公平性に影響を与える行為や信義に反する行為があった場合
- (オ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## **8 選定結果の通知及び公表**

候補者選定後、企画提案者全員に選定又は非選定の結果を通知する。

## **9 契約手続**

- (1) 審査の結果、受託候補者と委託契約を締結する。
- (2) 提出書類に記載された事項は、契約時の仕様書として取り扱う。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項があると委託者が判断したときは、協議により、業務の追加、変更、削除、見積金額等の変更を行うことがある。
- (3) 契約代金の支払いについては、業務完了払いとする。
- (4) 受託候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。
- (5) 選定結果後、受託候補者の書類に虚偽の内容が判明した場合、委託者は契約を締結しない。

## **10 その他**

- (1) 辞退に係る取扱い  
提案意向申請書の提出後に辞退する場合は、具体的な理由を付した上で書面により届け出るものとする。（様式任意）
- (2) 提出書類に関する注意点
  - (ア) 資料提出後に、資料の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、町から指示があった場合を除く。
  - (イ) 委託者が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
  - (ウ) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
  - (エ) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (3) 提案意向申請書及び企画提案書の取扱等
  - (ア) 提出された提案意向申請書及び企画提案書は、提案者に無断で使用しない。ただし、

公文書公開請求があった場合は、身延町情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

(イ) 提出された企画提案書の第三者の著作権の使用については、提案者の責任において処理するものとする。なお、提出された企画提案書は、受託候補者の選定のために必要な範囲内において複製を作成する。

(ウ) 提出された書類は返却しない。

(4) その他

(ア) 参加者はプロポーザルの選定結果に異議を申し立てることができない。

(イ) 事務局、評価委員会が災害等により、審査を正常に行うことが困難となった場合には、プロポーザル実施の日程等を変更する可能性がある。